



## 黒潮町蓄電池等設置補助金 チェックリスト

補助対象となるものは、以下全ての□に✓が入るもの

- 黒潮町内に住民登録があること（実績報告時点）
- 自家消費する太陽光発電設備を導入していること（実績報告時点）
- 町内の住宅（併用住宅を含む）に発電した電気を供給し、消費すること
- その他の補助金、助成金及びこれらに類する給付金を受けないこと
- 環境省のうちエコ診断 WEB サービスを実施し、報告すること
- 県税の滞納がないこと
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 黒潮町暴力団排除条例の排除対象でないこと
- 要綱に定める要件を満たす設備設置であること（※以下、全ての○に✓が入ること）
  - 原則として太陽光発電設備等によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
  - 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
  - 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。  
※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。  
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
  - 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
  - 蓄電池部安全基準は J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満足

すること。

- 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に規程する国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

- 保証期間はメーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が10kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

#### 【その他確認事項】

- 必要事項の記載または添付が成されているか
- 補助対象外経費が含まれていないか（対象設備と関係ない費用・消費税・処分費など）
- 補助金の割合がきちんと算定されているか（対象経費算定・添付書類との整合）
- 中古品やリース・レンタルでないか
- 申請及び実績の対象期間が適正か